

平成30年4月6日

四国地方整備局

いざという時、地元建設業が地域を守る

～「災害時における応急対策業務に関する協定」を一新！！～

国土交通省四国地方整備局と四国四県の建設業協会は、新たな協定により、従来の所管施設に加え、地方公共団体の所管施設への応急対策業務にあたれるようにしたほか、四国外の災害支援も行えるよう実施範囲を拡大するなど「災害時における応急対策業務に関する協定」を抜本的に見直します。

平成8年3月の協定締結以来、既に20年以上が経過しており、その間に東日本大震災等の経験や南海トラフ地震の発生緊迫度の高まりなど大きく社会情勢が変化していることに加え、地域の支援要請等に迅速に応えるためには、その実情に合わせた協定内容の見直しが必要となっていました。

下記の日程で、協定締結の調印式を執り行いますのでお知らせします。

記

1. 日 時:平成30年4月11日(水)14:00～(15分程度を予定)
2. 場 所:サンポート合同庁舎北館 13階 災害対策室
3. 式次第:
 - ①調印者紹介
 - ②四国地方整備局長挨拶
 - ③建設業協会会長挨拶 (代表 一般社団法人徳島県建設業協会会長)
 - ④調印

※調印式は全て公開で執り行います。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 企画部 防災課 TEL 087-811-8310 (直通)

○防災課長 さかい 坂井 つよし 剛 (内線:3411)

防災課長補佐 しらかわ 白川 つよひと 豪人 (内線:3412)

○:主な問い合わせ先(協定について)